

北斗市子ども読書活動推進計画

令和元年度 ～ 令和5年度

令和元年6月

北斗市教育委員会

目 次

| | |
|----------------------------|-----|
| 第1章 計画について・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| 1 計画策定の趣旨 | |
| 2 基本理念 | |
| 3 計画の期間 | |
| 4 計画の対象 | |
| 第2章 読書活動推進のための方策・・・・・・・・ | 2～6 |
| 1 市立図書館による読書活動の推進 | |
| 2 市立小中学校による読書活動の推進 | |
| 3 教育委員会による読書活動の推進 | |
| 資料・・・・・・・・・・・・・・・・ | 7 |
| 子どもの読書活動の推進に関する法律 | 8～9 |

第1章 計画について

1 策定の趣旨

「子どもの読書活動推進に関する法律」（平成13年法律第154号）に基づき、国においては、平成25年5月に第三次計画となる「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を、北海道においては、平成30年3月に第四次計画となる「北海道子どもの読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動の環境整備を進めてきました。

北斗市においても、子どもが健やかに成長するために読書活動は欠かせないものと考え、このたび子どものさらなる読書活動の推進のために本計画を策定しました。

2 基本理念

子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につける上で読書活動は不可欠なものであります。

北斗市では、いつでもどこでも、子どもたちが読書活動を行うことができるよう、学校や図書館、公共施設などの読書環境を整え、関係者と協働し子どもの読書活動を推進します。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和元年度から令和5年度の5年間とします。

4 計画の対象

この計画は、0歳からおおむね18歳までを対象とします。



北斗市立図書館本館内の様子

第2章 読書活動推進のための方策

1 市立図書館による読書活動の推進

(1) 現状と課題

■市立図書館の利用状況

| 年 度 | | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
|-----|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 本館 | 貸出者数(人) | 19,168 | 19,040 | 19,691 | 18,424 | 17,425 |
| | 貸出資料数(冊) | 74,752 | 68,847 | 68,780 | 64,374 | 63,263 |
| | 蔵書資料数(冊) | 101,913 | 104,112 | 106,289 | 108,753 | 110,636 |
| 分館 | 貸出者数(人) | 5,829 | 5,103 | 4,881 | 4,443 | 4,321 |
| | 貸出資料数(冊) | 19,029 | 16,917 | 15,337 | 13,732 | 13,132 |
| | 蔵書資料数(冊) | 30,087 | 30,602 | 31,122 | 31,933 | 32,610 |
| 合計 | 貸出者数(人) | 24,997 | 24,143 | 24,572 | 22,867 | 21,746 |
| | 貸出資料数(冊) | 93,781 | 85,764 | 84,117 | 78,106 | 76,395 |
| | 蔵書資料数(冊) | 132,000 | 134,714 | 137,411 | 140,686 | 143,246 |

(注1) 各年度末現在

(注2) 貸出者数は、団体への貸し出しを除く。

(注3) 蔵書資料数には、視聴覚資料を含まない。

市立図書館では、2か月ごとに本のテーマ展示を変更したり、おすすめの本の紹介を随時更新したり、利用者に本を紹介する取り組みを行っています。市立図書館の本館、分館の貸出者数及び貸出資料数は、近年、いずれも減少傾向が続いています。

(2) 市立図書館における取組

①地区文庫の開設

寄贈図書や除籍図書を有効活用するため、生活圏にある身近な施設に文庫を設けて図書の貸し出しをすることにより、読書の普及を図ります。

②本のテーマ展示、「おすすめ本」展示の実施

多様な観点からテーマを設定して、その関連図書などを展示・貸し出しすることで本への興味と読書意欲を高めます。また、司書や読み聞かせサークルなど身近な人がおすすめする本を展示・貸し出しすることで利用の増加を図ります。

③おはなし会・おはなしひろば、図書館まつり、童話のつどいの実施

紙芝居や絵本の読み聞かせ、エプロンシアターなどを通して、読書活動に親しむ機会を提供するとともに、子どもの情操を養うことを目指します。

④ブックスタート事業の向上

乳児へのブックスタートを市役所子ども・子育て支援課と連携をして実施しているが、幼児期の子ども及び保護者に対しての読書習慣をつけるため、絵本の紹介や読み聞かせの参加を促します。

⑤夜の図書館の実施

閉館後（夜）の照明が消えた図書館を開放して、物語や伝記、新刊や傷んだ本の囁きに耳を傾けるなど、想像力を働かせながら館内を探検することにより、図書館をより身近な施設として親しんでもらうとともに、本に対する関心を高めます。

⑥一日図書館司書体験の実施

図書館の仕事を実施に体験することにより、図書館を身近な施設として親しみもってもらい、さらに利用マナーの向上と上手な図書館の利用法を理解することを目指します。

⑦小中高校生のボランティアジュニアサポーターによる連携協力

小・中・高校生の希望者をボランティアジュニアサポーターとして登録し、図書館の仕事や図書事業の企画・運営に関与してもらうことで、図書館を身近な施設として親しみもってもらい、図書館司書の仕事や読書活動に対する理解を深めてもらうことを目指します。

⑧子ども読書推進事業の展開

乳幼児期、児童期により一層の読書に関心を持ち、豊かな子どもの成長を育むための図書館として位置づけとなるよう充実をします。

ア 絵本の蔵書数の増加

イ 絵本ブースの施設整備の充実

ウ 児童書の選書方法の拡大・蔵書数の増加

エ 乳幼児、児童の関心あるDVDなど視聴覚資料の充実

⑨子どもが利用しやすい環境づくり

子ども、保護者の読書実態や要望を把握しながら、常に新しい館内空間及び蔵書管理、季節感のある催事など親子で図書館に親しむ雰囲気づくりをいたします。



童話のつどいの様子



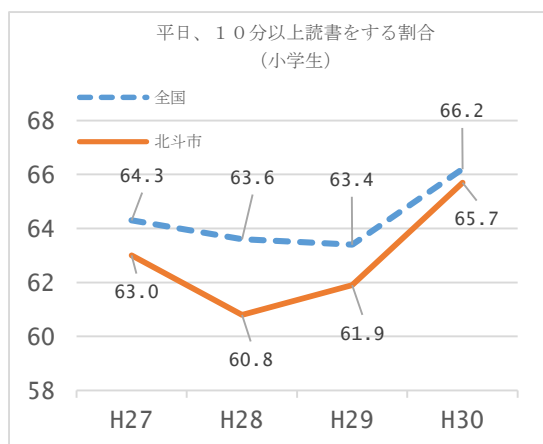
夜の図書館の様子



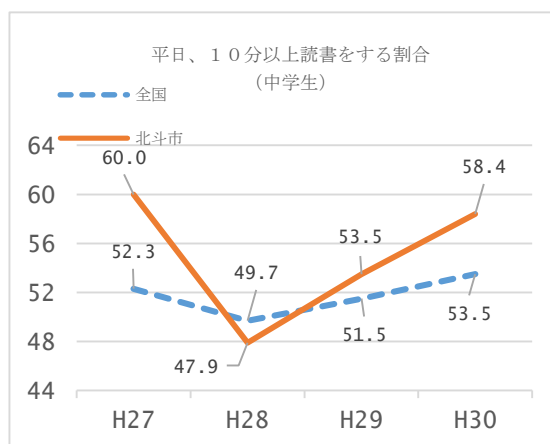
一日図書館司書体験の様子

2 市立小中学校による読書活動の推進

(1) 現状と課題



グラフ1 平日10分以上読書をする小学生の割合



グラフ2 平日10分以上読書をする中学生の割合

(全国学力学習状況調査における市内小中学校の児童生徒質問紙の集計結果より抜粋)

全国学力学習状況調査の結果から、市内における児童生徒の読書時間について、近年、小学生は全国平均より短い傾向にあり、中学生は全国平均より長い傾向にあることが分かります。いずれにしても児童生徒がより読書活動に親しむ機会を増やすことが課題です。

■平成29年度市内小中学校の学校図書標準達成状況

| 小中学校名 | 学校図書館 図書標準 | 蔵書数(平成 29年度末) | 充足率 |
|--------|---------------|------------------|---------|
| 石別小学校 | 3,520 冊 | 6,408 冊 | 182.05% |
| 茂辺地小学校 | 3,520 冊 | 5,867 冊 | 166.68% |
| 谷川小学校 | 6,040 冊 | 4,857 冊 | 80.41% |
| 沖川小学校 | 3,520 冊 | 3,605 冊 | 102.41% |
| 上磯小学校 | 10,960 冊 | 11,772 冊 | 107.41% |
| 久根別小学校 | 9,560 冊 | 5,566 冊 | 58.22% |
| 浜分小学校 | 12,880 冊 | 13,380 冊 | 103.88% |
| 大野小学校 | 9,160 冊 | 11,591 冊 | 126.54% |
| 市渡小学校 | 6,040 冊 | 5,809 冊 | 96.18% |
| 萩野小学校 | 7,000 冊 | 3,848 冊 | 54.97% |
| 島川小学校 | 4,560 冊 | 4,938 冊 | 108.29% |
| 石別中学校 | 7,360 冊 | 5,477 冊 | 74.42% |
| 茂辺地中学校 | 4,800 冊 | 5,677 冊 | 118.27% |
| 上磯中学校 | 14,240 冊 | 11,527 冊 | 80.95% |
| 浜分中学校 | 13,120 冊 | 9,114 冊 | 69.47% |
| 大野中学校 | 10,160 冊 | 10,816 冊 | 106.46% |

市内の小中学校で学校図書標準を達成しているのは約半数であり、引き続き計画的な図書の購入を進めます。

市内の12学級以上の学校は、司書教諭を配置しておりますが、司書配置が無い学校は、市立図書館の司書を派遣し、学校図書館の利用促進及び充実に努めています。

(2) 学校における読書活動の推進

- ①北斗市読書感想文コンクール実施
- ②おはなしひろばの実施
- ③一斉読書の実施
- ④市立図書館との連携の実施

3 教育委員会による読書活動の普及啓発

(1) 現状と課題

教育委員会では、読み聞かせなどの児童生徒の読書活動推進に関わる団体や個人の育成に努めています。また、家庭における読書活動の推進を目指し、啓発活動を行っています。

(2) 教育委員会における読書活動の推進

- ①読み聞かせサークル連絡協議会の開催
- ②学校図書館担当者と市立図書館との連絡会議の開催



保健センターにおけるブックスタート事業の様子

資料

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成十三年十二月十二日法律第百五十四号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。